

改正 平成22年4月1日

（目的）

第1条 この要綱は市及び市長交際費について、市民への積極的な情報提供の一つとして、市及び市長交際費の支出に係る情報（以下「交際費使途明細」）を公開することにより、市政の一層の透明化と、より開かれた市政の実現に資することを目的とする。

（適用）

第2条 交際費使途明細の公開事務については、この要綱に定めるもののほか、「八王子市情報公開事務取扱要綱」に定めるところによる。

（公開の時期）

第3条 交際費使途明細は、毎月末に作成し、翌月20日までに公開するものとする。ただし、公開の期限が八王子市の休日に関する条例（平成元年6月30日条例第29号）に掲げる休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。

2 交際費使途明細は、平成12年4月1日以後の支出分から作成し、保存年限は5年とする。

（公開項目）

第4条 交際費使途明細の項目は、支出日、支出件名、支出区分、支出金額とする。ただし、支出件名に氏名等特定の個人を識別することができる記述が含まれる場合、当該情報を公開しないことができる。

2 前項の支出区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会費 各種懇親会等の会費
- (2) 祝金 各種祝賀会、周年行事等の祝金
- (3) 弔慰 香典、生花代等
- (4) その他 表敬に係る記念品その他必要な経費

（公開方法）

第5条 交際費使途明細の公開は、市のホームページへの掲載及び市政資料室における閲覧により行うものとする。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。